

秋田県告示第20号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成31年1月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 基準点測量、水準測量
- 2 作業期間 平成30年12月26日から平成31年3月25日まで
- 3 作業地域 秋田県秋田港港内